

○共同生活援助サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注																																				
		大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準を満たさない場合	サービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	個人単位ヘルパー長時間利用減算	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表報告減算	委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合																																			
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (6:1)	(1) 区分6	(600単位)	入居定員が8人以上×95/100	減算が適用される月から2月目まで	減算が適用される月から4月目まで	減算が適用される月から2月目まで	×90/100	×98/100	×97/100	×90/100																																				
	(2) 区分5	(458単位)																																												
	(3) 区分4	(372単位)																																												
	(4) 区分3	(297単位)																																												
	(5) 区分2	(189単位)																																												
	(6) 区分1以下	(171単位)																																												
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (体験利用)	(1) 区分6	(717単位)	入居定員が21人以上×93/100	3月以上連続して減算の場合	5月以上連続して減算の場合	3月以上連続して減算の場合	×50/100	×50/100	×50/100	×90/100																																				
	(2) 区分5	(569単位)																																												
	(3) 区分4	(481単位)																																												
	(4) 区分3	(410単位)																																												
	(5) 区分2	(290単位)																																												
	(6) 区分1以下	(273単位)																																												
ハ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	(369単位)	入居定員が21人以上×95/100	3月以上連続して減算の場合	5月以上連続して減算の場合	3月以上連続して減算の場合	×50/100	×50/100	×50/100	×95/100																																				
	(二) 区分5	(308単位)																																												
	(三) 区分4	(270単位)																																												
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (5:1)	(1) 区分6	(997単位)	入居定員が21人以上×93/100	減算が適用される月から2月目まで	減算が適用される月から4月目まで	減算が適用される月から2月目まで	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100																																				
	(2) 区分5	(860単位)																																												
	(3) 区分4	(771単位)																																												
	(4) 区分3	(524単位)																																												
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (体験利用)	(1) 区分6									(1,169単位)	入居定員が21人以上×95/100	3月以上連続して減算の場合	5月以上連続して減算の場合	3月以上連続して減算の場合	×50/100	×50/100	×50/100	×90/100																											
		(2) 区分5									(1,023単位)																																			
		(3) 区分4									(938単位)																																			
		(4) 区分3									(672単位)																																			
		ハ 日中を当該共同生活居宅以外で過ごす場合 世話人配置5:1の場合									(一) 区分6									(765単位)	入居定員が21人以上×93/100	3月以上連続して減算の場合	5月以上連続して減算の場合	3月以上連続して減算の場合	×50/100	×50/100	×50/100	×90/100																		
											(二) 区分5									(627単位)																										
	(三) 区分4										(539単位)																																			
	(四) 区分3										(407単位)																																			
(五) 区分2	(270単位)																																													
(六) 区分1以下	(253単位)																																													
ニ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例) 日中を当該共同生活居宅で過ごす者	(一) 区分6	(565単位)	入居定員が21人以上×95/100	3月以上連続して減算の場合	5月以上連続して減算の場合	3月以上連続して減算の場合	×50/100	×50/100	×50/100	×95/100																																				
	(二) 区分5	(505単位)																																												
	(三) 区分4	(467単位)																																												
	日中を当該共同生活居宅以外で過ごす者	(一) 区分6									(454単位)	入居定員が21人以上×95/100	3月以上連続して減算の場合	5月以上連続して減算の場合	3月以上連続して減算の場合	×50/100	×50/100	×50/100	×95/100																											
		(二) 区分5									(394単位)																																			
		(三) 区分4									(356単位)																																			
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (6:1)		(171単位)	入居定員が8人以上×90/100	減算が適用される月から2月目まで	減算が適用される月から4月目まで	減算が適用される月から2月目まで	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×98/100									×97/100	×90/100																									
		ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (10:1)																				(115単位)	入居定員が21人以上×87/100	3月以上連続して減算の場合	5月以上連続して減算の場合	3月以上連続して減算の場合	×50/100	×50/100	×50/100	×90/100	×98/100	×97/100	×90/100													
																						ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (体験利用)												(273単位)	入居定員が21人以上×87/100	3月以上連続して減算の場合	5月以上連続して減算の場合	3月以上連続して減算の場合	×50/100	×50/100	×50/100	×90/100	×98/100	×97/100	×90/100	
	退居後共同生活援助サービス費 (退居後) 退居後、3月を限度として、1月につき2000単位																																													
	退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (退居後) 退居後、3月を限度として、1月につき2000単位																																													
	人員配置体制加算											イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	12:1	区分4以上	(1日につき62単位を加算)																															
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)			30:1	区分3以下	(1日につき77単位を加算)																																									
ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)		12:1、個人単位特例	区分4以上	(1日につき33単位を加算)																																										
ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)		30:1、個人単位特例	区分3以下	(1日につき31単位を加算)																																										
ホ 人員配置体制加算(Ⅴ)		7.5:1	区分4以上	(1日につき138単位を加算)																																										
ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ)		20:1	区分3	(1日につき121単位を加算)																																										
ト 人員配置体制加算(Ⅶ)		7.5:1、日中居宅以外	区分4以上	(1日につき53単位を加算)																																										
チ 人員配置体制加算(Ⅷ)		20:1	区分3	(1日につき45単位を加算)																																										
リ 人員配置体制加算(Ⅷ)		7.5:1、日中居宅以外	区分4以上	(1日につき131単位を加算)																																										
ル 人員配置体制加算(Ⅸ)		20:1	区分3以下	(1日につき112単位を加算)																																										
リ 人員配置体制加算(Ⅹ)		7.5:1、個人単位特例	区分4以上	(1日につき50単位を加算)																																										
ロ 人員配置体制加算(Ⅺ)		20:1	区分3以下	(1日につき42単位を加算)																																										
ル 人員配置体制加算(Ⅻ)		7.5:1、個人単位特例	区分4以上	(1日につき134単位を加算)																																										
ロ 人員配置体制加算(Ⅼ)		20:1、個人単位特例	区分3以下	(1日につき50単位を加算)																																										
ル 人員配置体制加算(Ⅽ)	7.5:1、個人単位特例、日中居宅以外	区分4以上	(1日につき129単位を加算)																																											
リ 人員配置体制加算(Ⅾ)	20:1、個人単位特例、日中居宅以外	区分3以下	(1日につき49単位を加算)																																											
ル 人員配置体制加算(Ⅿ)	12:1	区分4以上	(1日につき75単位を加算)																																											
ロ 人員配置体制加算(ⅰ)	30:1	区分3以下	(1日につき28単位を加算)																																											
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)																																												
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)																																												
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)																																												
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき51単位を加算)																																												
ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき41単位を加算)																																													
看護職員配置加算	(1日につき70単位を加算)																																													
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)																																													
ピアサポート実施加算	(1月につき100単位を加算)																																													

		(21)夜間支援対象利用者24人 (1日につき18単位を加算)	
		(22)夜間支援対象利用者25人 (1日につき18単位を加算)	
		(23)夜間支援対象利用者26人 (1日につき17単位を加算)	
		(24)夜間支援対象利用者27人 (1日につき16単位を加算)	
		(25)夜間支援対象利用者28人 (1日につき16単位を加算)	
		(26)夜間支援対象利用者29人 (1日につき15単位を加算)	
		(27)夜間支援対象利用者30人 (1日につき15単位を加算)	
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅳ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下 (1日につき10単位を加算)	
	二 夜間支援等体制加算(Ⅴ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下 (1日につき80単位を加算)	
		(2)夜間支援対象利用者16人 (1日につき86単位を加算)	
		(3)夜間支援対象利用者17人 (1日につき93単位を加算)	
		(4)夜間支援対象利用者18人 (1日につき100単位を加算)	
		(5)夜間支援対象利用者19人 (1日につき107単位を加算)	
		(6)夜間支援対象利用者20人 (1日につき114単位を加算)	
		(7)夜間支援対象利用者21人 (1日につき121単位を加算)	
		(8)夜間支援対象利用者22人 (1日につき128単位を加算)	
		(9)夜間支援対象利用者23人 (1日につき135単位を加算)	
		(10)夜間支援対象利用者24人 (1日につき142単位を加算)	
		(11)夜間支援対象利用者25人 (1日につき149単位を加算)	
		(12)夜間支援対象利用者26人 (1日につき156単位を加算)	
		(13)夜間支援対象利用者27人 (1日につき163単位を加算)	
		(14)夜間支援対象利用者28人 (1日につき170単位を加算)	
		(15)夜間支援対象利用者29人 (1日につき177単位を加算)	
		(16)夜間支援対象利用者30人 (1日につき184単位を加算)	
	ホ 夜間支援等体制加算(Ⅵ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下 (1日につき30単位を加算)	
		(2)夜間支援対象利用者16人 (1日につき38単位を加算)	
		(3)夜間支援対象利用者17人 (1日につき46単位を加算)	
		(4)夜間支援対象利用者18人 (1日につき54単位を加算)	
		(5)夜間支援対象利用者19人 (1日につき62単位を加算)	
		(6)夜間支援対象利用者20人 (1日につき70単位を加算)	
		(7)夜間支援対象利用者21人 (1日につき78単位を加算)	
		(8)夜間支援対象利用者22人 (1日につき86単位を加算)	
		(9)夜間支援対象利用者23人 (1日につき94単位を加算)	
		(10)夜間支援対象利用者24人 (1日につき102単位を加算)	
		(11)夜間支援対象利用者25人 (1日につき110単位を加算)	
		(12)夜間支援対象利用者26人 (1日につき118単位を加算)	
		(13)夜間支援対象利用者27人 (1日につき126単位を加算)	
		(14)夜間支援対象利用者28人 (1日につき134単位を加算)	
		(15)夜間支援対象利用者29人 (1日につき142単位を加算)	
		(16)夜間支援対象利用者30人 (1日につき150単位を加算)	
	ヘ 夜間支援等体制加算(Ⅶ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下 (1日につき30単位を加算)	
		(2)夜間支援対象利用者16人 (1日につき38単位を加算)	
		(3)夜間支援対象利用者17人 (1日につき46単位を加算)	
		(4)夜間支援対象利用者18人 (1日につき54単位を加算)	
		(5)夜間支援対象利用者19人 (1日につき62単位を加算)	
		(6)夜間支援対象利用者20人 (1日につき70単位を加算)	
		(7)夜間支援対象利用者21人 (1日につき78単位を加算)	
		(8)夜間支援対象利用者22人 (1日につき86単位を加算)	
		(9)夜間支援対象利用者23人 (1日につき94単位を加算)	
		(10)夜間支援対象利用者24人 (1日につき102単位を加算)	
		(11)夜間支援対象利用者25人 (1日につき110単位を加算)	
		(12)夜間支援対象利用者26人 (1日につき118単位を加算)	
		(13)夜間支援対象利用者27人 (1日につき126単位を加算)	
		(14)夜間支援対象利用者28人 (1日につき134単位を加算)	
		(15)夜間支援対象利用者29人 (1日につき142単位を加算)	
		(16)夜間支援対象利用者30人 (1日につき150単位を加算)	
			注 夜間支援等体制加算(Ⅰ)が算定されている場合のみ算定可能
	夜間職員加算	(1日につき149単位を加算)	
	重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき360単位を加算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して100日以内 +300単位(中核的人材を配置し行動圏連携項目16点以上の者の場合 +200単位)
		ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき180単位を加算)	注2 中核的人材を配置し行動圏連携項目16点以上の者を支援した場合 +150単位
	医療的ケア対応支援加算	(1日につき120単位を加算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して100日以内 +400単位(中核的人材を配置し行動圏連携項目16点以上の者の場合 +200単位)
	日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ) (1)日中支援対象利用者1人 (1日につき539単位を加算)	注2 中核的人材を配置し行動圏連携項目16点以上の者を支援した場合 +150単位
		(2)日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算)	
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算)	
		(二) 区分3以下 (1日につき270単位を加算)	
		(2)日中支援対象利用者2人以上 (一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を加算)	
		(二) 区分3以下 (1日につき135単位を加算)	
	集約的支援加算	イ 集約的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1,000単位を加算)	
		ロ 集約的支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)	
	自立生活支援加算	イ 自立生活支援加算(Ⅰ) (6ヶ月を限度に1月につき1000単位を加算)	注 居住支援法人や居住支援協議会と連携し、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報共有を行った場合 1月につき+35単位
		ロ 自立生活支援加算(Ⅱ) (入居中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算する単位を加算)	注 在宅介護支援センターや居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場し、当該説明及び指導の内容並びに住居の確保及び居住の支援に係る記録を報告した場合に、1月につき+500単位
		ハ 自立生活支援加算(Ⅲ) (利用期間が3年以内の場合 80単位単位を加算)	
		(利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位単位を加算)	
		(利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位単位を加算)	
		(利用期間が5年を超える場合 40単位単位を加算)	
	入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1日につき561単位を加算)	
		ロ 入院期間が7日以上 (1日につき1,122単位を加算)	
	帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1日につき187単位を加算)	
		ロ 外泊期間が7日以上 (1日につき374単位を加算)	
	長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算)	
		ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき150単位を加算)	
		ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)	
	長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算)	
		ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき50単位を加算)	
		ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)	
	地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき870単位を加算)	
	精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)	
	強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)	
	強度行動障害者体験利用加算	(1日につき400単位を加算)	
	医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
		ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人 (1日につき800単位を加算)	
		(2)利用者が2人 (1日につき500単位を加算)	
		(3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)	
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき39単位を加算)	

